

平成24年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：県央振興局

H25.3.31 現在

| 番号 | 所管部局 | 所管課 (地方機関名) | 契約締結日 | 契約の名称 | 契約金額(円) | 契約の相手先 住所 氏名 | 随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載) | 地方自治法施行令 適用条項 |
|----|-------|-------------------------|----------|-------------------------------------|-----------|---|--|-------------------|
| 1 | 県央振興局 | 農林部 農村整備課 | H24.4.25 | 小豆崎地区区画整理 修正設計業務委託 | 1,743,000 | 長崎市大黒町9-17 長崎県土地改良事業団体 連合会 会長 宮本 正則 | <ul style="list-style-type: none"> ・長崎県土地改良事業団体連合会(以下「土改連」という)は21市町及び87土地改良区等を会員とする公益法人である。 ・土改連は土地改良換地土を保有し換地業務に精通した団体である。 ・換地を伴うほ場整備事業や畑総事業等(以下、「面工事業」という)は受益者個人の財産に関する権利を動かす事業であり、受益者団体である土地改良区は換地計画の樹立にあたって、土改連の協力を得ている。 ・面工事業の調査、測量、設計とは表裏一体の関係にあり、測量設計と換地計画は切り離せない作業である。 | 第167条の2 第1項第2号 |
| 2 | 県央振興局 | 農林部 諫早湾干拓堤防 管理事務所 | H24.4.2 | 諫早湾干拓堤防気象 情報収集用パソコン 通信料(情報提供) | 1,165,500 | 福岡市中央区大濠1-6-33 一般財団法人日本気象協会 九州支社長 奥山 和彦 | 諫早湾干拓調整池水位管理に必要な雨量の予測をリアルタイムで詳細に提供できるのは当契約先のみであるため。 | 第167条の2 第1項第2号 |
| 3 | 県央振興局 | 農林部 諫早湾干拓堤防 管理事務所 | H24.4.2 | 諫早湾干拓堤防通信 制御設備保守点検業 務委託 | 7,749,000 | 福岡市中央区長浜2-4-1 東芝特機電子(株)九州営業所 所長 木下 淳三郎 | <p>本業務は、諫早湾干拓堤防通信制御設備の機能保持を目的として、機器、装置及び各種データ処理など、ハード及びソフト面に至る全般の保守点検を行うものである。当該設備及びソフトウェアについては、平成7年度から10年度にかけて(株)東芝で製作・据付が行われ、平成12年度から(株)東芝が保守点検を行っている。</p> <p>また、平成20年度に、(株)東芝以外の国内水管理制御システムメーカー7社にこの業務を実施できるかどうか調査を行ったが、点検業務は1社を除きすべて「実施できない」、また、保守業務は7社全社が「実施できない」との回答だった。</p> <p>このため、平成22年度から(株)東芝の保守・補修(修理)業務を委属された、東芝特機電子(株)と随意契約を行っている。</p> | 第167条の2 第1項第2号 |

随意契約の限度額(予定価格) 工事又は製造の請負 250万円、 財産の買入れ 160万円、 物件の借入れ 80万円、 財産の売払い 50万円、 物件の貸付け 30万円、 その他 100万円

平成24年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名： 県央振興局

H25.3.31 現在

| 番号 | 所管部局 | 所管課 (地方機関名) | 契約締結日 | 契約の名称 | 契約金額(円) | 契約の相手先 住所 氏名 | 随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載) | 地方自治法施行令 適用条項 |
|----|-------|----------------|---------|---|------------|--------------------------------------|--|-------------------|
| 4 | 県央振興局 | 建設部 管理課 | H24.4.2 | 田結港海岸環境施設 (緑地等)管理委託 | 3,150,000 | 諫早市長 宮本明雄 | <p>安全管理体制の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・港湾管理者は、港湾の適正な維持管理を行う責めに任じられている。 ・管理瑕疵がないとするためには、構造、用途、場所、利用状況等の諸条件を総合し、通常予想される危険が防止できる適度の措置が必要である。 ・営造物の安全確保と危険の未然防止 ・施設の設置又は管理の瑕疵による事故の発生を防ぐためには、維持補修工事の物的補完と、使用規制等の人的補完の両面により安全の確保を図る必要がある。 <p>以上により、上記施設は直営で管理すべきであるが、行政責任がある市町に委託することで、その維持管理の適正化を図ることが出来る。</p> <p>また、県営港湾の緑地の整備の前提として、地元市町に管理責任を求めているので、県で定めた負担割合に基づき、諫早市と委託契約を結ぶものである。</p> | 第167条の2 第1項第2号 |
| 5 | 県央振興局 | 建設部 用地課 | H24.4.2 | 一般県道諫早外環状 線道路改良工事(諫 早インター工区長野 ～栗面工区)用地取 得業務委託 | 83,607,000 | 長崎市元船町17-1 長崎県土地開発公社 理事長 村井 禎美 | <ul style="list-style-type: none"> ・用地取得業務は法律事務の周旋に該当し、弁護士法の規制により、民間業者に委託することは適当ではなく、契約の相手方が限定される。 ・県土地開発公社は、公共用地取得を行う専門機関として県の全額出資により設立された「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づく特別法人で、同法により用地取得に係るあっせん業務が認められており、また、損失補償基準、用地交渉等に精通しているため、安定した業務遂行が期待できる。 | 第167条の2 第1項第2号 |
| 6 | 県央振興局 | 建設部 河港課 | H24.4.2 | 一級水系半造川樋門 等操作管理委託 | 2,274,156 | 諫早市長 宮本 明雄 | <ul style="list-style-type: none"> ・日頃から河川パトロール等の充実が図れる。 ・豪雨時における水防活動の主体となる諫早市が緊急時に迅速かつ適正な対応が取れる。 ・本明川直轄区間で国土交通省が諫早市と同様の契約を結んでおり、管理方法、責任の所在について地元の理解が得られやすい。 | 第167条の2 第1項第2号 |

随意契約の限度額(予定価格) 工事又は製造の請負 250万円、 財産の買入れ 160万円、 物件の借入れ 80万円、 財産の売払い 50万円、 物件の貸付け 30万円、 その他 100万円

平成24年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名： 県央振興局

H25.3.31 現在

| 番号 | 所管部局 | 所管課 (地方機関名) | 契約締結日 | 契約の名称 | 契約金額(円) | 契約の相手先 住所 氏名 | 随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載) | 地方自治法施行令 適用条項 |
|----|-------|----------------|----------|------------------------------------|------------|---|---|-------------------|
| 7 | 県央振興局 | 建設部 道路第二課 | H24.5.21 | 一般県道諫早外環状 線道路改良工事(積 算技術業務委託) | 2,509,500 | 大村市池田2丁目1311番3 財団法人長崎県建設技術研 究センター 理事長 中村 正 | 当業務は、予定価格算出の基礎となる設計書を作成するものであり、入札参加者などへの情報漏えい防止及び設計書作成に使用する県の積算システム(プログラム及びデータ)の流出防止が必要である。 このため、建設業者から資金面や人事面などで直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な財団法人長崎県建設技術研究センターを契約の相手方として特定する。 | 第167条の2 第1項第2号 |
| 8 | 県央振興局 | 農林部 用地管理課 | H24.6.27 | 小豆崎地区換地計画 (処分)事務委託 | 15,393,000 | 諫早市小豆崎町576 小豆崎土地改良区 理事長 久本純造 | 換地を行う場合、農家にとっての農地は先祖代々の土地という意識が強く、工事や換地に対する不満が噴出することが多い。そのような不満を解消するために、当該地区の地元農家等からなる土地改良区(非営利法人)が、中立公正な立場に立って、全員が承諾する換地になるように、地元要望の調整に奔走して、土地改良区の責任で、自らの手で換地をまとめる必要がある。この調整の善し悪しが事業を大きく左右するため、地元精通した土地改良区が主体となって実施しなければ進まない作業である。 | 第167条の2 第1項第2号 |
| 9 | 県央振興局 | 農林部 用地管理課 | H24.6.19 | 五反田地区換地計画 (処分)事務委託 | 2,079,000 | 川棚町五反田郷424-3 五反田土地改良区 理事長 道上勝利 | 換地を行う場合、農家にとっての農地は先祖代々の土地という意識が強く、工事や換地に対する不満が噴出することが多い。そのような不満を解消するために、当該地区の地元農家等からなる土地改良区(非営利法人)が、中立公正な立場に立って、全員が承諾する換地になるように、地元要望の調整に奔走して、土地改良区の責任で、自らの手で換地をまとめる必要がある。この調整の善し悪しが事業を大きく左右するため、地元精通した土地改良区が主体となって実施しなければ進まない作業である。 | 第167条の2 第1項第2号 |

随意契約の限度額(予定価格) 工事又は製造の請負 250万円、 財産の買入れ 160万円、 物件の借入れ 80万円、 財産の売払い 50万円、 物件の貸付け 30万円、 その他 100万円

平成24年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名： 県央振興局

H25.3.31 現在

| 番号 | 所管部局 | 所管課 (地方機関名) | 契約締結日 | 契約の名称 | 契約金額(円) | 契約の相手先 住所 氏名 | 随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載) | 地方自治法施行令 適用条項 |
|----|-------|----------------|----------|-------------------------------------|------------|---|---|-------------------|
| 10 | 県央振興局 | 農林部 用地管理課 | H24.6.21 | 丸田地区換地計画 (処分)事務委託 | 4,000,500 | 西海市西海町川内郷1106-13 西海町土地改良区 理事長 郡勝寿 | 換地を行う場合、農家にとっての農地は先祖代々の土地という意識が強く、工事や換地に対する不満が噴出することが多い。そのような不満を解消するために、当該地区の地元農家等からなる土地改良区(非営利法人)が、中立公正な立場に立って、全員が承諾する換地になるように、地元要望の調整に奔走して、土地改良区の責任で、自らの手で換地をまとめる必要がある。この調整の善し悪しが事業を大きく左右するため、地元精通した土地改良区が主体となって実施しなければ進まない作業である。 | 第167条の2 第1項第2号 |
| 11 | 県央振興局 | 建設部 道路第一課 | H24.7.26 | 一般国道207号電線 共同溝整備工事(電力系引込管路・連系管路) | 24,307,426 | 長崎市城山町3-19 九州電力(株)長崎お客さまセンター センター長 東 誠二 | 本工事は、新電線類地中化計画により電線共同溝を整備している区間であり、利用者個々への電線管路の布設のうち、官地部を施工するものである。(民地部は電線管理者施工する) 新電線類地中化計画においては、引込管路は官地部・民地部一体の工事であるため、施工管理及び路面の掘り返しを極力減らす目的から、官地部の工事を電線管理者に委託契約できることとなっている。(電線共同溝マニュアル) そのために、長崎県土木部道路維持課は、平成13年3月に電線管理者である九州電力(株)長崎支店と基本協定を結び、引込管路工事の施工を委託している。 | 第167条の2 第1項第2号 |

随意契約の限度額(予定価格) 工事又は製造の請負 250万円、 財産の買入れ 160万円、 物件の借入れ 80万円、 財産の売払い 50万円、 物件の貸付け 30万円、 その他 100万円

平成24年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：県央振興局

H25.3.31 現在

| 番号 | 所管部局 | 所管課 (地方機関名) | 契約締結日 | 契約の名称 | 契約金額(円) | 契約の相手先 住所 氏名 | 随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載) | 地方自治法施行令 適用条項 |
|----|-------|----------------|----------|---|------------|--|---|-------------------|
| 12 | 県央振興局 | 建設部 道路第一課 | H24.7.26 | 一般国道207号電線 共同溝整備工事(通 信系引込管路・連系 管路) | 9,368,100 | 福岡市博多区東比恵2-3-7 Iヌ・ティ・ティ・インフラネット(株)九州 支店 支店長 山本 隆宣 | <p>本工事は、新電線類地中化計画により電線共同溝を整備している区間であり、利用者個々への電線管路の布設のうち、官地部を施工するものである。(民地部は電線管理者施工する)</p> <p>新電線類地中化計画においては、引込管路は官地部・民地部一体の工事であるため、施工管理及び路面の掘り返しを極力減らす目的から、官地部の工事を電線管理者に委託契約できることとなっている。(電線共同溝マニュアル)</p> <p>そのために、長崎県土木部道路維持課は、平成19年2月に電線管理者である西日本電信電話(株)長崎支店と基本協定を結び、引込管路工事の施工を委託している。</p> | 第167条の2 第1項第2号 |
| 13 | 県央振興局 | 建設部 道路第二課 | H24.7.23 | 一般県道諫早外環状 線道路改良工事(監 督補助業務委託) | 10,248,000 | 大村市池田2丁目1311番3 財団法人長崎県建設技術研 究センター 理事長 中村 正 | <p>当業務は、工事の施工状況や工事請負者から提出された承諾願い等について、設計図書と照合を行い、その結果を監督職員に正確に報告するものであり、報告に虚偽や誤脱があった場合は、監督職員による判断や工事成績の評定に大きな影響を与える業務である。</p> <p>また、各工事請負者が保有する施工ノウハウの情報管理(他の建設業者への情報漏えい防止)も必要である。</p> <p>このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な財団法人長崎県建設技術研究センターを契約の相手方として特定する。</p> | 第167条の2 第1項第2号 |

平成24年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名： 県央振興局

H25.3.31 現在

| 番号 | 所管部局 | 所管課 (地方機関名) | 契約締結日 | 契約の名称 | 契約金額(円) | 契約の相手先 住所 氏名 | 随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載) | 地方自治法施行令 適用条項 |
|----|-------|----------------|----------|--------------------------|------------|--|--|--------------------|
| 14 | 県央振興局 | 農林部 農村整備課 | H24.7.6 | 丸田地区 区画整理実施設計 業務委託 | 15,036,000 | 長崎市大黒町9-17 長崎県土地改良事業団体 連合会 会長 宮本 正則 | <ul style="list-style-type: none"> ・長崎県土地改良事業団体連合会(以下「土改連」という)は21市町及び87土地改良区等を会員とする公益法人である。 ・土改連は土地改良換地士を保有し換地業務に精通した団体である。 ・換地を伴うほ場整備事業や畑総事業等(以下、「面工事業」という)は受益者個人の財産に関する権利を動かす事業であり、受益者団体である土地改良区は換地計画の樹立にあたって、土改連の支援を得ている。 ・面工事業の調査、測量、設計とは表裏一体の関係にあり、測量設計と換地計画は切り離せない作業である。 | 第167条の2 第11項第2号 |
| 15 | 県央振興局 | 農林部 用地管理課 | H24.7.10 | 目代地区 換地計画(処分) 事務委託 | 2,142,000 | 諫早市東小路町7-1 諫早市長 宮本明雄 | 換地を行う場合、農家にとっての農地は先祖代々の土地という意識が強く、工事や換地に対する不満が噴出することが多い。そのような不満を解消するために、当該地区の地元農家等からなる土地改良区(非営利法人)が、中立公正な立場に立って、全員が承諾する換地になるように、地元要望の調整に奔走して、土地改良区の責任で、自らの手で換地をまとめる必要がある。この調整の善し悪しが事業を大きく左右するため、地元精通した土地改良区(土地改良区が設立されていない場合は市町)が主体となって実施しなければ進まない作業である。 | 第167条の2 第11項第2号 |

平成24年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：県央振興局

H25.3.31 現在

| 番号 | 所管部局 | 所管課 (地方機関名) | 契約締結日 | 契約の名称 | 契約金額(円) | 契約の相手先 住所 氏名 | 随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載) | 地方自治法施行令 適用条項 |
|----|-------|----------------|----------|------------------------|------------|--|---|-------------------|
| 16 | 県央振興局 | 農林部 用地管理課 | H24.7.20 | 小ヶ倉ダム・KHV対策・へい死魚回収及び処分 | 286,000円/日 | 諫早市栄田町26-4 (有)岩藤清掃諫早営業所 諫早営業所長 岩藤豊 | <p>KHV病(コイヘルペス)は「特定疾病」に認定されており、発生すればまん延防止のため速やかな処分が求められる。</p> <p>小ヶ倉ダムは諫早市の水道水と農業用水に使用されている。農業用水は小野平野及び森山町の一部を受益地としており、調整池への拡大の恐れもあったため、発生確認後、速やかな回収、処分作業が必要となった。</p> <p>へい死魚回収は、産業廃棄物処理業者でないとなし実施が困難、作業場所がダム湖の水上であり、作業の緊急性から船外機付作業船を所持し、船舶免許を有することが条件、また、作業は焼却場が閉場の休日にも行うため、へい死魚を保管する車両を有するなど、特殊な要因がある。</p> <p>費用について過去の協定のアロケーションなどを参考に、所有者の県7:受益者の市3で負担することとなる、また、上記の理由などから、現在、諫早市が実施する作業を継続して県が実施する必要がある。</p> <p>発生が確認された7/18より、諫早市・水道局が(有)岩藤清掃へ回収を発注</p> <p>上記のとおり、小ヶ倉ダム・KHV対策・へい死魚回収及び処分は緊急を要し、特殊な業務であるため、検討した結果、諫早市・水道局が発注している(有)岩藤清掃・諫早営業所と契約することが必要。</p> | 第167条の2 第1項第5号 |

平成24年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名： 県央振興局

H25.3.31 現在

| 番号 | 所管部局 | 所管課 (地方機関名) | 契約締結日 | 契約の名称 | 契約金額(円) | 契約の相手先 住所 氏名 | 随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載) | 地方自治法施行令 適用条項 |
|----|-------|----------------|----------|------------------------------|------------|--|--|-------------------|
| 17 | 県央振興局 | 建設部 河港課 | H24.8.8 | 小長井港海岸漂着流木等緊急処理工事 (回収・集積) | 15,225,000 | 諫早市西里町359-4 西州建設(株) 代表取締役 中村 辰弥 | <p>7月11日から14日にかけて九州北部を襲った豪雨により有明海に流出した流木、葦くず等が、7月14日以降小長井港海岸に大量に漂着し、漁業活動等に大きな被害が発生した。</p> <p>このため、緊急に対応の判断が必要となったため、7月19日に「大規模災害ならびに事故発生時における支援活動(社会貢献)に関する協定書」に基づき、(社)長崎県港湾漁港建設業協会に対し被災情報提供の要請を行った。</p> <p>その日に提出された報告で、再流出した場合に大きな被害が予想される大量の流木が漂着していることが確認されたため、同日協会に対し、緊急作業出動要請を行った。</p> <p>現地対応には、協会が事前に割り当てていたこの地区の担当会社である(株)西州建設があたった。</p> <p>以上により、相手方が1者に特定され、その性質又は目的が競争入札に適さないため、1者随意契約とする。</p> | 第167条の2 第1項第5号 |
| 18 | 県央振興局 | 農林部 用地管理課 | H24.8.24 | 波佐見川棚地区換地計画修正事務委託 | 1,155,000 | 長崎市大黒町9-17 長崎県土地改良事業団体連合会 会長 宮本 正則 | <ul style="list-style-type: none"> ・長崎県土地改良事業団体連合会(以下「土改連」という)は21市町及び87土地改良区等を会員とする公益法人である。 ・土地改良換地士を保有し換地業務に精通した団体である。 ・換地を伴うほ場整備事業や畑総事業等の受益者団体である土地改良区等の換地計画の樹立を支援している。 ・当地区において土地改良区はすでに解散しており、当時関係した団体がない <p>以上について再検討した結果、土改連が換地業務の実作業をできる唯一の団体であることから随意契約とする。</p> | 第167条の2 第1項第2号 |

平成24年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名： 県央振興局

H25.3.31 現在

| 番号 | 所管部局 | 所管課 (地方機関名) | 契約締結日 | 契約の名称 | 契約金額(円) | 契約の相手先 住所 氏名 | 随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載) | 地方自治法施行令 適用条項 |
|----|-------|----------------|-----------|---|------------|--|---|-------------------|
| 19 | 県央振興局 | 建設部 道路第一課 | H24.8.30 | 一般国道207号橋梁 補修工事(監督補助 業務委託) | 7,686,000 | 大村市池田2丁目1311番3 財団法人長崎県建設技術研 究センター 理事長 中村 正 | <p>当業務は、工事の施工状況や工事請負者から提出された承諾願い等について、設計図書と照合を行い、その結果を監督職員に正確に報告するものであり、報告に虚偽や誤脱があった場合は、監督職員による判断や工事成績の評定に大きな影響を与える業務である。</p> <p>また、各工事請負者が保有する施工ノウハウの情報管理(他の建設業者への情報漏えい防止)も必要である。</p> <p>このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な財団法人長崎県建設技術研究センターを契約の相手方として特定する。</p> | 第167条の2 第1項第2号 |
| 20 | 県央振興局 | 建設部 道路第二課 | H24.10.17 | 長崎本線西諫早・ 喜々津間103Km700m 付近長崎本線跨線橋 (仮称)の詳細設計 | 63,157,000 | 福岡市博多区博多駅前3- 25-21 九州旅客鉄道株式会社 代表取締役社長 唐池 恒二 | <p>当業務は、一般県道諫早外環状線(諫早インター工区)に伴い、JR長崎本線を跨ぐ橋梁の詳細設計業務である。</p> <p>本橋梁の構造は、JR長崎本線を斜めに横断し、下部工は軌道を跨ぐ門型、基礎工には20mを超える場所打杭、上部工は軌道敷きを一度に越えるため支間長が長いことから大型クレーンなどで一括した架設になることが想定される。</p> <p>このような構造であることから、列車の運行に支障を及ぼさない設計を行うには架線や軌道への影響、施工時の列車の安全や運行管理等を考慮した橋梁設計及び架設計画が重要である。</p> <p>これらの制約条件を考慮して設計を行うには、鉄道運行管理に関する特殊なノウハウが必要となることから、鉄道事業者である九州旅客鉄道(株)と橋梁詳細設計の委託契約を締結するものである。</p> | 第167条の2 第1項第2号 |

平成24年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：県央振興局

H25.3.31 現在

| 番号 | 所管部局 | 所管課 (地方機関名) | 契約締結日 | 契約の名称 | 契約金額(円) | 契約の相手先 住所 氏名 | 随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載) | 地方自治法施行令 適用条項 |
|----|-------|----------------|----------|----------------------|-----------|---|---|-------------------|
| 21 | 県央振興局 | 建設部 道路第一課 | H25.1.18 | 県央振興局建設部 積算技術業務委託 | 3,360,000 | 大村市池田2丁目1311番3 財団法人長崎県建設技術研 究センター 理事長 中村 正 | <p>当業務は、予定価格算出の基礎となる設計書を作成するものであり、入札参加者などへの情報漏えい防止及び設計書作成に使用する県の積算システム(プログラム及びデータ)の流出防止が必要である。</p> <p>このため、建設業者から資金面や人事面などで直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な財団法人長崎県建設技術研究センターを契約の相手方として特定する。</p> | 第167条の2 第1項第2号 |

随意契約の限度額(予定価格) 工事又は製造の請負 250万円、 財産の買入れ 160万円、 物件の借入れ 80万円、 財産の売払い 50万円、 物件の貸付け 30万円、 その他 100万円